

番 号		令和 2 年度()第 号	仕 様 書	
工事・物件名		名張市各小中学校情報通信機器購入		
場 所		名張市 丸之内ほか 地内		
期 間		契約締結日 から 令和 3年3月26日まで		
概 要				
情報通信機器 252台				

名 称	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
名張市各小中学校情報通信機器購入					
Apple TV HD 32GB	台	252			
小 計					
消費税相当額	%	10			
合 計					

名張市各小中学校情報通信機器購入
仕様書

名張市教育委員会

G I G Aスクール構想の実現に向け、教職員及び児童生徒が一人一台タブレット端末を持ち、各小中学校の教室にW i F i 環境が整備される。新学習指導要領の実施に対応できる情報通信機器を導入し、十分に活用できる I C T 環境の整備を行う。

1 件 名 名張市各小中学校情報通信機器購入

2 納入期限 令和3年3月26日まで

3 契約方法 条件付き一般競争入札

4 経費負担

物件購入に下記のをすべて含むものとする。

- ・納品等使用する上で必要な全ての費用

5 数量内訳

情報通信機器 252 台

学校名	住所	台数内訳
名張小学校	名張市丸之内 55 番地	16
蔵持小学校	名張市蔵持町原出 338 番地	9
薦原小学校	名張市薦生 1595 番地	8
比奈知小学校	名張市下比奈知 1422 番地	12
美旗小学校	名張市新田 117 番地 2	14
箕曲小学校	名張市夏見 351 番地	8
錦生赤目小学校	名張市赤目町檀 116 番地	11
桔梗が丘小学校	名張市桔梗が丘 3 番町 2 街区 67 番地	18
桔梗が丘南小学校	名張市桔梗が丘 5 番町 12 街区 38 番地	9
桔梗が丘東小学校	名張市桔梗が丘 7 番町 1 街区 86 番地	8
つつじが丘小学校	名張市つつじが丘北 3 番町 5 番地	21
すずらん台小学校	名張市すずらん台東 3 番町 219 番地	10
梅が丘小学校	名張市梅が丘北 1 番町 340 番地	15
百合が丘小学校	名張市百合が丘東 9 番町 1 番地	17
名張中学校	名張市丸之内 15 番地	19
赤目中学校	名張市箕曲中村 219 番地	14
桔梗が丘中学校	名張市桔梗が丘 7 番町 1 街区 1926 番地 1	15
北中学校	名張市美旗中村 2380 番地	14
南中学校	名張市つつじが丘南 1 番町 241 番地	14
合計		252

6 納入場所 上記各小中学校

7 検 査 機器納入後、本市検査員による履行確認を行う。

8 支払方法 全納品後一括支払い
※検査に合格したものに限る

9 調達内容

以下の仕様を満たす機器 252 台を期日までに納品すること。

- ・ 情報通信機器（AppleTV HD 32GB）※同等品の納入不可
- ・ 付属品として、Siri Remote、電源コード、Lightning USB ケーブル、マニュアルを納品すること。
- ・ 機器の接続において問題なく機能の利用ができること。
- ・ 納入検査合格後、1 年間は通常の使用状態で発生した故障、破損、性能低下及びその他の欠落事項については、受注者の責任及び負担において速やかに取替等の必要な措置を講じること。また、設定時に機器本体の不具合が判明した際は、受注者の責任において交換すること。

10 その他

- (1) 発注者が提示する本仕様書に基づき、納品については事前に協議すること。
- (2) 受注者は本業務の全部もしくは大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 受注者は本業務で知り得た情報については、適切に管理をすること。
- (4) その他、本仕様書に記載のない事項については協議の上で定めるものとする。

11 特記事項

- (1) 本仕様書の条件を満たすこと。
- (2) 納入物品に瑕疵等があった場合は、速やかに交換すること。
- (3) 情報機器及び付属品の保証書及び取扱説明書は整理して、教育委員会及び各学校へ納めること。
- (4) 機器の調達、納入等すべての諸費用については受注者の負担とすること。
- (5) 本納入物件は別途納入する iPad と大型掲示装置を接続するために活用する。各学校で行う接続作業に可能な範囲で協力すること。（小学校は既に設置済みの大型テレビ、中学校は今年度設置するプロジェクターへ接続する）特に、中学校は別途調達するプロジェクターの納入業者が接続を行うため協力すること。
また、必要に応じネットワーク業者、ハードウェア業者、及びその他関連するシステム事業者、保守業者等と連携し、確認、調整を行うこと。
- (6) 機器は各学校の指定する場所に搬入し、機器の搬入には細心の注意を払うこと。また、納入の際に建物に破損が生じた場合、修理に要する費用は受注者の負担とする。

- (7) 機器等納入の際に出た不要な梱包物等は受注者が撤去し、適切に処理すること。
- (8) 前記の項目に関し、または前記以外に必要な事項が生じた場合は、発注者と協議すること。また、契約後における仕様書の疑義は、発注者の解釈によるものとする。